

□

横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」
vol.203 (2018年11月30日号) 配信数：
発行：WBC 事業受託者 株式会社パソナ

□

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC ホームページを更新しました】

▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC Facebook を更新しました】

▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

▼4. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【中国での知的財産権侵害に関する処罰強化の動きについて】

▼5. <広報協力> ～IDEC 横浜よりお知らせ～

【海外販路開拓を目指す！～専門家による継続型サポート～ 12/28 締切！】

1. ----- ■■■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC ホームページを更新しました】

英語版のメールマガジンの配信を開始しました。英語版の記事でしかご覧になれない内容もございますので、ぜひ以下の PDF 版をご覧ください。また、今後も英語でメールマガジン配信をご希望される方は、(mmq@ywbc.org)までご連絡下さい。

↓バックナンバーvol.1はこちらから

http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1201.pdf

↓バックナンバーvol.2はこちらから

http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1228.pdf

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信し

ておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)

横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F

TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088

E-mail : open@ywbc.org

■□■-----

2. -----■□■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。

関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■-----

3. -----■□■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベーターオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 国際ビジネス課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834 FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■□■

4. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【中国での知的財産権侵害に関する処罰強化の動きについて】

トランプ米政権は、中国による知的財産の侵害を理由とした、中国に対する高関税措置を発動しております。これに対し、中国も報復措置を講じるなど、米中間での貿易戦争は先が見えない状況です。そこで、今回は、中国が知的財産についてどのような考えを有しているのか、『中国知的財産新聞』の解説記事を基に、近時のトピックを纏めてみました。

今年の中華人民共和国全国人民代表大会と中国人民政治協商会議では、知的財産保護が従来に引き続きホットスポットとなっています。政府活動に関する報告において、李克強首相は、「財産権制度と要素の市場化の配置メカニズムを完璧にする」、「法律に従ってあらゆる種類の権利侵害行為に対し真剣に取り組む」、「知的財産権の保護を強化し、権利侵害懲罰的賠償制度を実施する」といったことを指摘しています。つまり、中国は、知的財産に関し、法律に従って処罰強度を強化し、権利侵害者に代償を払わせることは現在の急務であると言っているのです。

近年、中国は知的財産権の保護を高く重視し、国際的に通用するルールに対して、協調的かつ完備した知的財産権法律法規体系を形成しており、中央政府と各地方政府は目標設定がなされた一連の政策を出し、一連の強力な対策を取り、著しい成果をあげたと表明しています。過去5年間、中国全土の法院は、知的財産権民事、行政および刑事事件を約80万件結審しています。また、過去5年間、中国全土の特許行政法執行件数は19万件以上に達しており、知的財産権に対する保護力は依然として強化されています。ただし、中国の現実として、「権利侵害のコストが低く、権利保護のコストが高い」という事実が存在することも、中国政府は認識しているようです。

中国の従来司法と行政法執行のプラクティスでは、権利侵害行為がもたらした損害に対する賠償として、補償的措置をとることが多くありました。すなわち、被害者のある特定の権利を対象とする場合、不正行為者は一定額を支払うように命じられます。そして、「補償的賠償制度」の直接的な結果として、罰則は軽く、賠償は少なく、途絶効果を実現することが難しいといった現実がありました。その結果、権利侵害者は、僥倖心理で依然

としてリスクを取り、権利侵害行為が反復し、侵害行為を禁止されても当該行為が絶えない、いわゆる侵害し得の状況が存在しました。

この状況に対し、革新の主体と市場団体の呼びかけと期待は、知的財産権侵害賠償の問題が民事紛争から社会的ホットスポットへと移行するように促しました。去年7月、習近平総書記は中央財務リーダーシップグループの第16回会議で重要な演説を行っています。すなわち、知的財産権の保護に関する法律や法規を改善し、新興分野や産業における知的財産権保護制度システムの建設を加速させ、「知的財産権の権利侵害行為の処罰強度を強化し、権利侵害者に重い代償を払わせる」ことを強調したのです。また、最高人民法院が発行した『中国における知的財産権の司法保護の概要（2016－2020）』にも、権利者が権利侵害により被った損失、侵害者が取得した利益、許可費用、法定補償、権利保護のコストが知的財産権の価値に対応する損害賠償制度体系を構築し、知的財産権事件の「低補償」などの問題をさらに解決する、と明示的に提案されています。

保護は知的財産業務のコアであり、知的財産権に対する厳格な保護は革新と発展の生命線である。党の第19回会議の報告書には、革新の文化を提唱し、知的財産の創造、保護、使用を強化することが明示されています。このなかで、保護をいかに強化するか？の問いに、党は次のように述べています。

法律を通じて権利侵害行為の処罰を調整し、強化することは、知的財産権を保護するための最も効果的で、最も根本的かつ権威のある措置である。権利侵害行為を懲戒し、震え上がらせ、抑制する効果を実現し、侵害をする勇気がなく、侵害したくない法的な雰囲気を作るために、「懲罰的賠償制度」は、権利侵害行為による損失を補うだけでなく、被告にも厳しい罰則を科す。「権利侵害懲罰的賠償制度の実施」を初めて政府の報告書に記入することは、中国が革新と発展を促進し、厳格な知的財産権保護システムを揺るぎなく実行する決意と勇気を反映した。

さて、以上の記事内容、みなさまは如何お感じになったでしょうか？

一般の方々には、中国が物まね大国であるといった認識を未だにお持ちの方が多くもみられません。しかし、中国における特許や商標等といった知的財産権の権利形成の業務を多く行っていると、最近の中国の知的財産に関するレベルが大きく向上していることを実感します。例えば、約10年前に比べて中国の特許審査官の審査レベルは格段に向上していると感じますし、特許審査において引用される特許文献に中国の文献が用いられることが非常に多くなってきました。国内、国際出願の件数の伸びを見ても、中国は知的財産の分野でも日本を追い越して世界第1位の米国に近づこうとしています。

今後、中国の動向に注視していきたいと思えます。

以上

【執筆：国際的な知財事件を多く扱う弁理士】



5. -----■□■

<広報協力> ~IDEC 横浜よりお知らせ~

【海外販路開拓を目指す！～専門家による継続型サポート～ 12/28 締切！】

IDEC では、海外市場の開拓、自社製品の輸出を目指す横浜市内企業の専門家によるアドバイザー支援事業を行なっています。

◆支援内容：

1 社につき 1 人のアドバイザーを選任し、輸出戦略の策定、顧客開拓、商品の PR 方法、海外展示商談会出展、商談の進め方、外国語契約書等、海外市場開拓に関するアドバイスを最大 3 年間実施します。

(1) 実施期間 支援決定日～平成 31 年 3 月まで

(2) 実施回数 訪問アドバイス、在宅アドバイス（電子メールや電話など）
を年間各 20 回まで（無料）

◆募集企業：5 社程度

◆締切：平成 30 年 12 月 28 日（金）

↓詳細と応募方法はこちら

<http://www.idec.or.jp/?k=OyVq>

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL：045-225-3730

E-mail：global@idec.or.jp



WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

○グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）

○レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談

- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBCは横浜ワールドポーターズの6階に入居しています。
横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5階には3D対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 国際ビジネス課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお願ひ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/> (c); 株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
